様式第30の４（第９条第２号関係）

［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　ＦＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

３　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。

４　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第30の５（第９条第２号関係）

［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

事業者名

法人番号

区分		合計
回線数（専用型）	回線数（共用型）	
参考事項		

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

３　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。